

○新潟大学研究活動出張時帯同・保育等支援制度実施要領

(令和 6 年 12 月 9 日研究統括機構長裁定)

改正 令和 7 年 3 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要領は、国立大学法人新潟大学職員就業規則(平成 16 年規則第 20 号。以下「就業規則」という。)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する大学教育職員、国立大学法人新潟大学特任教員等就業規則(平成 18 年規則第 2 号)第 2 条第 1 項に規定する特任教員及び国立大学法人新潟大学短時間勤務特任教員等就業規則(平成 18 年規則第 3 号)第 2 条第 1 項に規定する短時間勤務の特任教員並びに研究活動又は研究活動補助を行う就業規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する教室系技術職員及び同項第 9 号に規定する医療系技術職員(以下「教員等」という。)が研究活動に伴う出張をするにあたり、その教員等の養育する子(産後休暇が終了する日の翌日から小学校第 3 学年修了年度の 3 月末日までに限る。以下同じ。)を帯同させる場合の当該養育する子にかかる費用又は一時預かり保育、ベビーシッター若しくは病児・病後児保育(通常保育園及び延長保育は除く。)を利用する場合の当該養育する子にかかる利用費(以下「帯同・保育等費用」という。)を研究統括機構が一部支援する研究活動出張時帯同・保育等支援制度(以下「本制度」という。)について定め、もって研究者の研究活動支援、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 本制度の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の研究活動に伴う用務で出張する教員等のうち、養育する子の帯同・保育等費用を負担する者
- (2) その他研究統括機構長(以下「機構長」という。)が特に必要と認めた者

(支援の範囲)

第 3 条 支援の対象となる教員等が負担する子の帯同・保育等費用は、教員等の出張期間中の帯同・保育等費用とする。

(支援内容)

第 4 条 支援金額は、別に定める額とする。

(申請手続)

第 5 条 本制度の支援を申請する者(以下「申請者」という。)は、別に定める方法で申請するものとする。

2 出張後 2 週間(出張が連日の場合は、最終日から2週間)を超えて申請されたものについては、これを受け付けないものとする。

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。